

# 平成 27 年度第 5 回岡崎市景観審議会議事録

1 会議の日時 平成 28 年 2 月 26 日（金） 午後 1 時 30 分～午後 16 時 00 分

2 会議の場所 岡崎市役所 福社会館 6 階大ホール

## 3 会議の議題

- (1) 諮問第 8 号 「第 2 回おかざき景観賞の審査について」
- (2) 諮問第 9 号 「岡崎市歴史的風致維持向上計画の策定について」
- (3) 報告第 8 号 「市制施行 100 周年記念事業 岡崎百景選定事業について」
- (4) 報告第 9 号 「景観整備機構の指定について」

## 4 会議に出席した委員（14 名）

学識経験者	河江 喜久代
学識経験者	杉野 丞
学識経験者	丹羽 誠次郎
学識経験者	瀬口 哲夫
学識経験者	中根 克弘
学識経験者	長谷川 明子
学識経験者	水津 功
景観整備機構	佐藤 繁子
愛知県広告美術業協同組合	柴田 芳孝
景観整備機構	天野 裕
景観整備機構	岩月 美穂
岡崎商工会議所	林 みずほ
公募市民	新海 眞二
公募市民	大野 敏夫

## 5 説明者

都市整備部次長		足立 邦雄
都市整備部都市計画課	景観推進班班長	木下 政樹
都市整備部都市計画課	景観推進班主任主査	中村 敦
都市西部部都市計画課	景観推進班主査	牛田 ゆかり
都市整備部都市計画課	景観推進班技師	鈴木 孝道
都市整備部都市計画課	景観推進班技術員	小林 佑大

## 6 議事録署名委員の指名

瀬口会長が議長として中根委員及び天野委員を議事録署名委員に指名した。

## 7 会議の公開の可否について

本日の会議について、事務局から、岡崎市景観審議会運営規程並びに岡崎市情報公開条例における会議の公開及び非公開に関する諸規定の説明を行うとともに、諮問第8号については非公開、他の議題については公開とすべき旨を提案したところ、全会一致で承認された。

## 8 諮問第8号「第2回おかざき景観賞の審査について」(説明)

【諮問第8号については非公開】

## 10 諮問第9号「岡崎市歴史的風致維持向上計画の策定について」(説明)

議長が諮問第9号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局から説明した。

- (1) 第4回景観審議会意見対応について
- (2) 岡崎市歴史的風致維持向上計画(案)に関するパブリックコメントの実施結果(中間報告)について
- (3) 岡崎市歴史まちづくりシンポジウム開催結果について
- (4) 今後のスケジュールについて
- (5) 第7章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項について

## 11 諮問第9号「岡崎市歴史的風致維持向上計画の策定について」(質疑)

次の趣旨の質疑がなされた。

河江委員：

案内人養成事業では養成した後ボランティアの登録などを実施するのか。

事務局：

現在観光課で事業を進めており、ご登録いただいている方に歴史文化資産や歴史的風致の事を学んでいただき、その後ガイドをしていただく形となる。

新海委員：

三河の名の由来について、P33で矢作川・乙川・菅生川に由来するとあるが、これについては市史の民俗編が否定している。また、八帖町の名前が岡崎城下から870mの位置にあることに由来するというのは俗説であり、実際は八町村という、八つのまちの村に由来するという点も、市史のP158に明記されている。

大樹寺からの岡崎城への眺望については、矢作川から見るとか三門から見るとかはっ

きりとしめない。そのあたりを明確にした方が良いのではないか。一般の方の質問などに答えるためにも、定義づけの必要があると感じる。

瀬口会長：

教育委員会と相談の上、訂正するところは訂正を。

7章についてはよろしいか。以降10年間記載の事業が展開されていく。また、今後歴史的風致に係る計画が多々出てくるものと思う。

議長が諮問第9号に関する質疑の終結を宣言した後、諮問第9号について全会一致で原案のとおり同意し、その旨を答申することに決定した。

## 12 報告第8号「市制施行100周年記念事業 岡崎百景選定事業について」(説明)

議長が報告第8号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局から説明した。

- (1) 岡崎百景選定事業について
- (2) 岡崎百景の選定方法について
- (3) 展示パネルのイメージについて

## 13 報告第8号「市制施行100周年記念事業 岡崎百景選定事業について」(質疑)

次の趣旨の質疑がなされた。

柴田委員：

岡崎百景のロゴマークは投票結果のものからデザインが変更されているが、良いのか。

事務局：

投票の結果事務局案のデザインとなったのだが、それだけでは味気なく、僅差であった16票を集めた案や、全体を通して100を人の目に見たてるデザインが共通して見られたため、そうした要素を含めて現在のデザインとなった。

柴田委員：

デザインのオリジナリティ等が変わってきてしまうようにも思うのだがどうだろうか。丹羽先生はどのように思われるか。

丹羽委員：

結果発表を受けて事務局でリデザインしたものの、元になったデザインは一時投票でゼロ票だった。しかし一位になった事務局のアイコンがあまりに味気ないという判断であるとも思われ、何とも言い難い。

天野委員：

手続き論として、こうした操作をしていいかという部分があると思うが、本デザインについては推薦人会議で協議をしており、最終的に事務局で投票結果も踏まえ、アレンジをさせていただく事もあるがよろしいかというご了承を得た上での操作をさせていただいた。

票が割れた5番については、ハートに抵抗があるという根強い意見が出るなどしたため、かなり恣意的ではあるかもしれないが、傾向として見られた目を図案化するデザインとさせていただいている。

中根委員：

6番の人の同意は得ているのか。

事務局：

ここには同意を得ていないが、エッセンスを抽出する点は全体に同意を得ている。最終案の同意は3月19日に得ていきたいと考えている。

新海委員：

全体で選んだものを事務局が変更して良いものだろうか。また、一位になったものは100の中に写真が入っている点が評価されたかと思うが、リデザインの結果その要素が反映されていない。この二点を懸念している。どちらのデザインが良いかは迷うところだが。

天野委員：

100に写真が入っているからこのデザインが良いねと言われた記憶はあまりなく、写真をデザインとして担保する重要性を正直感じていなかった。

事務局：

色々な課題があるため、3月19日のお披露目会で100周年のロゴと並べた際の調和などの視点も含め、多くの推薦人の方々からご賛同いただける形でロゴとして最終決定をしたいと思う。

瀬口会長：

6と9が合わさったような印象を受ける。

事務局：

3月19日の段階で変更の議論があれば、改めて検討していく事もひとつの方法である。今年の夏ごろパネル化する際にロゴが入っていると良いと考えている。100人の推薦人が選ぶ背景であるため、推薦人の方より支持が頂けるものとしたい。

岩月委員：

ロゴについては、同じくリデザインの過程に疑問を持った。また、他のデザインは全て背景が白だが、なぜ赤を採用したのか。100景はかなり景観を意識したものであるので、色の使い方には理由があると良いと思う。

事務局：

現在視認性を高めるため、また100周年との関係から赤を採用している。意味付けを持った色彩としていきたいと思う。

丹羽委員：

展示パネルイメージにあしらわれたスタンプの目と、ロゴマークの目の向きが違うのには何か意味があるのか。

天野委員：

目の向いている方向に視線がいくため、視線を誘導したい方向に目を向けてデザインしている。

瀬口会長：

応募作品に手を入れることが許されるのか、という点が問題であると思う。今回のケースでは許されているのではないかという印象を受けるが。

中根委員：

同一性保持権という、著作者は自分の同一性を変えられない権利があるので、6番の方がどう言われているかが気になった。その人の作品であると明示していない点は複製権違反となってくる。コピーして同一性も損なわれているので二重に問題とする余地がある。同意を得ていれば良いのだが。

岩月委員：

前提として手を入れることに了承を得た元でデザインを出していただいているのか。

事務局：

デザインが決定した段階では事務局で手を入れることにご了承いただいている。

中村委員：

募集要項に明記されているか。

事務局：

明記はされていない。

天野委員：

このロゴマークに関しては、ロゴを作りたいのでもしアイデアがあれば、という募集要項もない中での応募。一番の主眼は推薦人の参加意識を高めよう、と言う部分にあり、公的なものを公的な手続きで、広く一般に募るといような形ではなかった。色々なご指摘をいただき、認識が甘かったと感じている。

新海委員：

100により“目”を表現するの部分について、100にカンマを打つとより文意が伝わりやすいと思う。また、百景広報一覧の中の随年寺は随念寺ではないかと思う。

#### 14 報告第9号「景観整備機構の指定について」(説明)

議長が報告第9号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局から説明した。

- (1) 景観整備機構の指定について
- (2) 景観整備機構について

#### 15 報告第9号「景観整備機構の指定について」(質疑)

次の趣旨の質疑がなされた。

柴田委員：

建築士会と建築事務所協会の違いを教えてほしい。

事務局：

建築士会は建築士個人が登録しており、事務所協会は事務所単位で加入する団体となる。

杉野委員：

岡崎市に景観整備機構に指定された団体がこれだけたくさんあるという事は、それだけ岡崎が景観に意識的に取り組んでいると理解すればよいのか。

事務局：

そうご認識いただければと思う。

#### 16 その他

新海委員：

景観賞について、現地を見たものと見ていないものとは審査に違いが出てくるため、今後は一次審査の段階より現地に行けると良いと思う。

事務局：

景観賞は今回で2回目の開催であり、次回は今新海委員のおっしゃったようにもっと早くから募集をかけて早めに現地を見に行くなど、色々と改善の余地があると思う。

天野委員：

歴史的風致維持向上計画に関連して、歴史まちづくりシンポジウムに参加して、アトキンソン氏が言われていたように、文化財を保存し、その大切さを物語として人に伝えていく事で、観光につなげていく事が重要であると感じた。歴史的風致維持向上計画内にも文化財の保存修復に関する項目があるが、どのように内外の方にプロモーションをしていくか、活用まで含めた保全の道筋が描かれていると良いと思う。

議長が全ての議事日程の終了を告げ、平成27年度第5回岡崎市景観審議会を閉会した。

平成 年 月 日

岡崎市景観審議会会長

---

議事録署名者

---

議事録署名者

---